

令和 7 年 第 11 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 11 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和7年第11回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年11月20日(木) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1番 藤村 正彦
2番 晴山 英俊
4番 高橋 浩之
5番 砂壁 純也
6番 坂下 千枝子
7番 前 茂見
8番 川口 英敏
10番 松本 光正

農地利用最適化推進委員

雫石 階 保
雫石 横手 克文
雫石 小谷地 昇
御所 吉田 光彦
御所 米澤 晃
御所 新田 善男
御所 高橋 大和
西山 山本 長栄
西山 袖林 一
御明神 小志戸前 健一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織
御明神 松ノ木 奈々子
御明神 下川原 幸宏

4 欠席した委員

農業委員 3番 山崎 忍 9番 八丁野 よし子 11番 黒沢 菜穂子

推進委員 雫石 木村 正美 西山 滝澤 美紗子 西山 柿木 一明
西山 荒塚 秀則

5 議事

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について
報告第4号 農地の現状変更完了に関する届出について
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業変更申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定について
議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について
議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 係長 松ノ木 拓也 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただ今から、令和7年第11回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
 本日の出席委員は農業委員8名、推進委員14名、計22名です。
 雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
 始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
 会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には2番 晴山英俊委員、4番 高橋浩之委員、
 書記には事務局の松ノ木係長、上和野主任を指名いたします。
 次に報告第1号～第4号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 それでは、報告第1号～第4号について説明いたします。なお、説明は要点のみ
 としますのでご了承願います。

 総会資料の3ページをご覧願います。

 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり3件提出
 があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

 総会資料の4～5ページをご覧願います。

 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」表のとおり
 5件提出がありました。

 番号1～3の解約理由は、規模縮小、一部売買のためです。関連する案件をこの
 あと議案第2号で、ご審議いただきます。

 番号4～5の解約理由は、規模縮小のためです。

 総会資料の6ページをご覧願います。

 報告第3号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出が

ありました。

番号1、届出人、〇〇。田2筆、面積計2,861㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためです。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の3～4ページをご覧ください。

現地を確認したところ、5ページにありますように、申請地は農地が畦畔で区切られていることを確認しております。1枚の圃場に整備する計画であり、工事完了後は、引き続き水稻を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。

総会資料の7ページをご覧ください。

報告第4号「農地の現状変更完了に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。

番号1、届出人、〇〇。田4筆、面積計8,495㎡。変更の目的及び理由は、畦畔を除去し、作業区画を整備することで作業効率を良くするためでした。

場所は参考資料の1ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の7～8ページをご覧ください。

現地を確認したところ、9～10ページにありますように、畦畔が取られ1枚の大きな圃場となっており、適切に水稻を作付けすることから問題ないものと思われま

す。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、報告第1号～第4号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第1号について説明いたします。

総会資料の8ページをご覧ください。

番号1 〇〇成年後見人 〇〇が所有する畑1筆、面積300㎡について、農地転用許可後の事業計画の変更申請が提出されたので、意見の決定を求めるものです。

場所は参考資料の1ページにあります『事業計画変更：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の11～13ページをご覧ください。

本件は、住宅整備のため平成4年10月30日付けで農地法第5条の許可を受けたもので、事業未実施で完了されておらず、承継者である〇〇が駐車場として利用するよう計画を変更するものですが、すでに整備済みでありました。経緯を確認した

ところ、社用車及び職員駐車場として使用するため農地法の手続きを経ずに整備してしまっただのことです。後日始末書書面を受領し、改めて経緯と謝罪の意を確認しております。

追認許可については、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているため、事前に申請してさえいれば農地法の基準を満たしていることから追認もやむを得ないものと思われますので、追認の農地法第5条許可申請が提出された際、改めて審議いただくこととし、今回は、その前段にあたる事業計画変更について審議いただきたく存じます。

以上で説明を終わります。

事務局長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を6番坂下委員に願います。

6番坂下委員 6番坂下です。11月13日、私、新田推進委員、荒塚推進委員、南野推進委員の3班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ、参考資料の13ページのとおり砂利敷き駐車場になっており、売買後も継続して会社用駐車場として使用する予定であり、事業計画変更については問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

(なし)

委員

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

議長

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

(全員挙手)

委員

全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長 議案第2号について説明いたします。

総会資料の9ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田2筆、面積計7,278㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。申請事由は、貸付人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇km向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の15～17ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田9筆、面積計15,051㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の19～23ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田1筆、面積1,060㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲渡人の規模縮小のためです。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の25～27ページをご覧ください。

番号4、〇〇、畑1筆、面積834㎡、3条売買、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。

申請事由は、譲受人の新規就農のためです。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の29～31ページをご覧ください。

番号5、〇〇、田4筆、面積計11,652㎡、3条賃貸借、貸付人〇〇、借受人〇〇。

申請事由は、貸付人の労働力不足のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の33～35ページをご覧ください。

総会資料の12～14ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を新田推進委員にお願いいたします。

新田推進委員

新田です。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料17ページのとおり状況であり、貸借後は水稻を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

す。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料21～23ページのとおり状況であり、売買後は水稻を作付けし、一部に育苗ハウスを設置していく予定であることから問題ないと思われま

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 27 ページのとおり状況であり、売買後は水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

番号4について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 31 ページのとおり状況であり、売買後は野菜を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

番号5について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料 35 ページのとおり状況であり、貸借後は水稲を作付けしていく予定であることから問題ないと思われま

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の案に対する意見決定についてを議題といたします。

本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、分割して審議いたします。

初めに、一括方式 番号1～17、19～34、再配分 番号1、所有権移転 番号1について、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第3号について説明いたします。

総会資料の15ページをご覧ください。

本案は、農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画の案であり、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものです。

始めに、一括方式の内容について説明いたします。

こちらは、公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものです。

番号1、〇〇、田4筆、面積計8,385 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間9年11ヵ月。

番号2、〇〇、田4筆、面積計7,803 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号3、〇〇、田1筆、面積2,975 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号4、〇〇、田4筆、面積計7,890.55 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

17ページをご覧ください。

番号5、〇〇、田4筆、面積10,918 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号6、〇〇、田4筆、面積8,504 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号7、〇〇、田6筆、面積計9,917 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号8、〇〇、田1筆、面積1,226 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

19ページをご覧ください。

番号9、〇〇、田4筆、面積計10,544 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号10、〇〇、田7筆、面積計21,408 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号11、〇〇、田2筆、面積計6,049 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号12、〇〇、田12筆、面積計20,954 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号13、〇〇、田4筆、面積計14,689 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号14、〇〇、田3筆、面積計2,271 m²、新規貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

23ページをご覧ください。

番号15、〇〇、田13筆、面積計20,794 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

番号16、〇〇、田4筆、面積計6,297 m²、新規貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

25ページをご覧ください。

番号17、〇〇、田6筆、面積計13,821 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。

26ページをご覧ください。

番号19、〇〇、田6筆、面積計11,992 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間5年。

27 ページをご覧ください。

番号 20、〇〇、田 14 筆、面積計 20,450 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 5 年。

番号 21、〇〇、田 4 筆、面積計 4,365 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

29 ページをご覧ください。

番号 22、〇〇、田 6 筆、面積計 17,165 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 23、〇〇、田 7 筆、面積計 8,103 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 24、〇〇、田 4 筆、面積計 4,307 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

31 ページをご覧ください。

番号 25、〇〇、田 4 筆、面積計 10,659 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 26、〇〇、田 2 筆、面積計 5,564 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 27、〇〇、田 13 筆、面積計 20,312 m²、新規、〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 28、〇〇、田 8 筆、畑 2 筆、面積計 23,016 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 29、〇〇、田 7 筆、面積計 14,081 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 5 年。

35 ページをご覧ください。

番号 30、〇〇、田 9 筆、面積計 25,195 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 31、〇〇、田 3 筆、面積計 7,408 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 32、〇〇、田 7 筆、面積計 12,491 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

37 ページをご覧ください。

番号 33、〇〇、田 1 筆、面積 1,100 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

番号 34、〇〇、田 3 筆、面積計 7,865 m²、新規、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間 10 年。

38 ページをご覧ください。

次に、再配分の内容について説明いたします。

こちらは、農地中間管理機構として中間管理権を保有する公益社団法人岩手県農業公社が、担い手へ利用権の移転を行うものです。

番号 1 田 6 筆、畑 3 筆、面積計 35,789 m²、借受人 〇〇。

39 ページをご覧ください。

次に、所有権移転の内容について説明いたします。

こちらは、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社が、売買による所有権移転を行うものです。

番号 1、〇〇、田 9 筆、面積計 7,749 m²、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額 〇〇円。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

7 番 前 委員

よろしいでしょうか。

議 長

はい、前 委員どうぞ。

7 番 前 委員

公社から借り受けしていますが何件か金額が入っていないようですがこれは、どういうことですか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。金額が入っていないものは、使用貸借になります。無償での貸し借りです。

7 番 前 委員

無償の貸し付けもするのですね。はい、ありがとうございます。

議 長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 3 号の 一括方式 番号 1 から 17、19～34、再配分番号 1、所有権移転 番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。

次に、一括方式 番号 18 を審議いたします。

本案は、8 番 川口委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(川口委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

25～26 ページをご覧ください。

番号 18、〇〇、田 5 筆、面積計 11,849 m²、新規、貸付人 〇〇 借受人 〇〇、期間 10 年。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第 3 号の 一括方式 番号 18 は、原案のとおり決定いたしました。

(川口 委員 着席)

次に、議案第 4 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第 4 号について説明いたします。

総会資料の 40 ページをご覧ください。

番号 1 〇〇、田 1 筆、面積 623 m²、所有者 〇〇。

非農地の事由は、昭和 47 年頃に、作業効率化のため現地に畜舎を建築し、その後駐車場も整備して、宅地として利用し現在に至ったためです。

場所は参考資料の 1 ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m 向かった場所になります。詳細な位置などは 37～40 ページをご覧ください。

番号 2、3 については一括して説明いたします。

番号 2 〇〇、畑 1 筆、面積 260 m²、所有者 〇〇。

番号 3 〇〇、畑 1 筆、面積 60 m²、所有者 〇〇。

非農地の事由は、農地法第 5 条許可を得て、昭和 44 年 11 月 10 日に住宅を建築しましたが、完了後の登記地目変更の手続きを怠っていたためです。

場所は参考資料の 1 ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m 向かった場所になります。詳細な位置などは 41～44 ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料 41～42 ページに添えております。番号 1 については非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが困難であること、番号 2、3 については農地法所定の許可を得て転用され宅地となっていることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を南野推進委員にお願いいたします。

南野推進委員

南野です。

番号 1 について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 39～40 ページの写真のとおり宅地となっております。

現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

番号 2、3 について、一括して報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 43 ページの写真のとおり既存住宅が滅失された状態となっております。

過去に農地法第 5 条許可を得て、転用された土地であることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

議長

はい、8 番 川口委員どうぞ。

8 番 川口委員

8 番 川口です。40 ページの 2 番と 3 番について農地法第 5 条許可を得て、住宅を建てたということですが完了後に地目変更やる手続きとはどういうことですか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。農地転用許可をもらい、家を建てたなら法務局に農地転用許可書を持ってご自身で法務局で地目変更手続きをするか、土地家屋調査士にお願いして地目変更の手続きを行っていただく必要がございます。それをやっていると法務局で登記されている地目が変更にならないということになります。

8 番 川口委員

地目変更したらば、建ててもいいのではないのでしょうか。

太田局長

私のほうから説明いたします。結論的には今、地目変更しようと思っても地目を宅地ですと証明する公的に法務局に出せるものが無くて、以前もらった許可証明はもう既に建てて取り壊してしまった建物を建てるために出た証明ですので、今は

もう使えないので、今になって地目変更登記をしようと思ったらどういう証明が出せるのかという適用外の証明以外になく、事業変更ということで、もう既に前の建物は建てて、転用事業は完了してそれを取り壊してしまっているので変更にも該当しないとなりますと登記簿上は農地ですが、既に地目変更の一切の許可関係の手続きが終わって事業も完了しているので、そこは農地ではないという証明ということで農地の適用外証明しかない証明申請が出され、そのとおりだということで承認をお願いしたいところの議案提出でございます。

議長

川口委員、よろしいでしょうか。

2番 晴山委員

どうして今まで気づかなかったのでしょうか。

太田局長

登記の手続きを知らなかったというよりは、先代の亡くなった方の行った行為ということですので推測にしかありませんが当然、許可書が出た段階では、地目登記の必要性は説明しているわけですので、手続きを怠ったといえますか、やらなくても特段、法務局から罰則の適用もないので、ずっとそのままにしてしまっていたようです。

2番 晴山委員

税金は安く済みますよね。

太田局長

税金は安くなりません。現況地目課税で固定資産税は安くなりません。

7番 前委員

これは宅地として課税されているのですね。

太田局長

そうですね。所有権移転の登記が出た時点で宅地課税しますし、不動産を取得すると不動産取得税というのでも県のほうに納めなければいけないのですけれども、県に対しては農地の評価額ではなく宅地の相当額の評価額で、こちらの税務課のほうで報告しますので、そちらも宅地並みに課税されており税のほうで農地としての取扱いにはなっておりません。

吉田推進委員

その法務局での書類はどうなったのですか。農地のままだったのですよね。

太田局長

結局、法務局のほうでは地目に関しては何も手続きをしていないので、昔どおり農地のまま登記簿が全然いじられていない状態ということです。

吉田推進委員

これ、一向に農地のままではないですか。

太田局長

登記簿上がずっとそのまま、今それを宅地に直したいとなっても昔取った許可書は使えないので、落としどころとしては農地ではもうない状態、法的にも農地の適用外であるという証明でもって法務局に登記申請するということになります。

7番 前委員

そうすればまた家を建てれるということですか。

太田局長

家を建てれるといいいますか、そうですね、地目を変えてから家を建てられるということですが。登記が農地のままですと本来、許可を取らないといけないのですけれども、本件につきましては法的にも、もう農地ではないとなっているというところで登記だけが直っていない。登記を直すために証明できるものがないと地目変更できないので農業委員会から農地ではないという証明が必要ですと説明でもっての今回、申請となります。法務局で農地のままになっているものを変えようとする今、農地ではないよという証明が何としても必要となるものということですが。

2番 晴山委員

まず、証明があればいいわけですね。

太田局長

はい、そういうことです。逆に、ここで否決をしてと言いますか適用外でもないとなると、どうにもならない農地のままで5条転用にもならない。既に当初の転用事業は完了している話ですので、なので変更にも当たらないということになると、農地として扱うものではない証明というところでの適用外証明という着地点になるということがございます。極めて稀なケースです。ということで地目変更の手続きを怠ってしまうと当面は特段、何も平穩無事なのですけれども後になってちゃんとしなければいけないことになった場合に、今回のように非常に大変な思いをしてしまうということですが。

2番 晴山委員

はい。わかりました。

議長

よろしいですか。他にございませんか。

委員

(なし)

議長

よろしいですか。なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定についてについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松ノ木係長

議案第5号について説明いたします。

総会資料の43ページをご覧ください。

本案は、今年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し3名以上の農業委員、推進委員で「非農地」

として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

- 番号 1、田 2 筆、畑 2 筆、面積計 7,764 m²、所有者 ○○。
- 番号 2、田 1 筆、面積 2,097 m²、所有者 ○○。
- 番号 3、田 1 筆、面積 199 m²、所有者 ○○。
- 番号 4、畑 1 筆、面積 751 m²、所有者 ○○。
- 番号 5、畑 1 筆、面積 2,969 m²、所有者 ○○。
- 番号 6、田 1 筆、面積 197 m²、所有者 ○○。
- 番号 7、田 7 筆、面積計 14,552 m²、所有者 ○○。
- 番号 8、田 1 筆、面積 1,174 m²、所有者 ○○。
- 番号 9、畑 1 筆、面積 1,922 m²、所有者 ○○。
- 番号 10、田 3 筆、畑 2 筆、面積計 18,376 m²、所有者 ○○。
- 番号 11、田 1 筆、面積 258 m²、所有者 ○○。
- 番号 12、田 2 筆、面積計 4,728 m²、所有者 ○○。
- 番号 13、畑 1 筆、面積 2,185 m²、所有者 ○○。
- 番号 14、田 2 筆、面積計 1,401 m²、所有者 ○○。
- 番号 15、畑 1 筆、面積 3,570 m²、所有者 ○○。
- 番号 16、畑 2 筆、面積計 1,436 m²、所有者 ○○。
- 番号 17、田 1 筆、面積 748 m²、所有者 ○○。
- 番号 18、田 1 筆、面積 1,249 m²、所有者 ○○。
- 番号 19、畑 1 筆、面積 2,322 m²、所有者 ○○。
- 番号 20、畑 1 筆、面積 1,504 m²、所有者 ○○。
- 番号 21、田 1 筆、面積 9,981 m²、所有者 ○○。
- 番号 22、畑 1 筆、面積 710 m²、所有者 ○○。
- 番号 23、田 1 筆、畑 1 筆、面積計 1,889 m²、所有者 ○○。
- 番号 24、田 1 筆、面積 156 m²、所有者 ○○。
- 番号 25、田 1 筆、面積 232 m²、所有者 ○○。
- 番号 26、田 1 筆、面積 1.49 m²、所有者 ○○。
- 番号 27、畑 2 筆、面積計 5,078 m²、所有者 ○○。
- 番号 28、畑 2 筆、面積計 21,321 m²、所有者 ○○。
- 番号 29、畑 1 筆、面積 26,480 m²、所有者 ○○。
- 番号 30、畑 2 筆、面積計 11,523 m²、所有者 ○○。
- 番号 31、畑 1 筆、面積 3,030 m²、所有者 ○○。
- 番号 32、田 1 筆、面積 1,501 m²、所有者 ○○。
- 番号 33、田 2 筆、面積計 1,854 m²、所有者 ○○。
- 番号 34、田 5 筆、面積計 2,526 m²、所有者 ○○。
- 番号 35、畑 1 筆、面積 849 m²、所有者 ○○。
- 番号 36、畑 1 筆、面積 484 m²、所有者 ○○。
- 番号 37、畑 1 筆、面積 2,004 m²、所有者 ○○。

- 番号 38、畑 1 筆、面積 557 m²、所有者 ○○。
番号 39、畑 1 筆、面積 1,177 m²、所有者 ○○。
番号 40、畑 1 筆、面積 732 m²、所有者 ○○。
番号 41、田 1 筆、面積 7,415 m²、所有者 ○○。
番号 42、田 1 筆、面積 195 m²、所有者 ○○。
番号 43、田 1 筆、面積 163 m²、所有者 ○○。
番号 44、田 1 筆、面積 216 m²、所有者 ○○。
番号 45、畑 1 筆、面積 2,122 m²、所有者 ○○。
番号 46、畑 1 筆、面積 2,862 m²、所有者 ○○。
番号 47、畑 2 筆、面積計 9,541 m²、所有者 ○○。
番号 48、畑 1 筆、面積 1,088 m²、所有者 ○○。
番号 49、田 1 筆、面積 208 m²、所有者 ○○。
番号 50、畑 1 筆、面積 3,886 m²、所有者 ○○。
番号 51、畑 1 筆、面積 1,397 m²、所有者 ○○。
番号 52、田 1 筆、面積 149 m²、所有者 ○○。
番号 53、畑 1 筆、面積 6,562 m²、所有者 ○○。
番号 54、畑 1 筆、面積 2,556 m²、所有者 ○○。
番号 55、畑 1 筆、面積 2,449 m²、所有者 ○○。
番号 56、畑 2 筆、面積計 3,820 m²、所有者 ○○。
番号 57、畑 1 筆、面積 2,904 m²、所有者 ○○。
番号 58、畑 1 筆、面積 5,224 m²、所有者 ○○。
番号 59、畑 1 筆、面積 2,725 m²、所有者 ○○。
番号 60、畑 1 筆、面積 416 m²、所有者 ○○。
番号 61、畑 1 筆、面積 21,458 m²、所有者 ○○。
番号 62、畑 1 筆、面積 208 m²、所有者 ○○。
番号 63、畑 1 筆、面積 5,104 m²、所有者 ○○。
番号 64、畑 1 筆、面積 27 m²、所有者 ○○。
番号 65、畑 1 筆、面積 1,488 m²、所有者 ○○。
番号 66、畑 2 筆、面積計 3,327 m²、所有者 ○○。
番号 67、田 2 筆、面積計 397 m²、所有者 ○○。
51 ページをご覧ください。
番号 68、田 2 筆、面積計 283 m²、所有者 ○○。
番号 69、畑 4 筆、面積計 15,355 m²、所有者 ○○。
番号 70、田 2 筆、面積計 979 m²、所有者 ○○。

以上 70 件、計 104 筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとおり
の状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8 番 川口委員。

8番 川口委員

8番 川口です。この案件は全て所有者の確認は、もういらぬというものです。それとも判断した流れでもう非農地ですよとしたところですか。

松ノ木係長

はい、お答えいたします。今年度につきましては農業委員会で判定した内容を農地の所有者さんにお手紙を出しております。お手紙の内容は基本的に非農地判断しましたので、その通知をさせていただきますけれども近々、耕作する方や、ちょっと待ってくださいという方はご連絡くださいという内容で事前にご案内をさせていただいておるところでございます。その期間中ですね、何もご連絡等、お問い合わせ等なかった方については、今回、議案にあげさせていただいておるところでございます。

議 長

よろしいでしょうか。

8番 川口委員

あとで言う方はいないと思うけども。

太田局長

農地法自体がもう既に耕作できるような状態、容易に再生できるような状態であれば非農地にしますというのが前提になっておりますので、その上でも、もう一度来年開墾して、実は耕作する予定になっているのだと申し出があれば今回、非農地判定からは外しますけれども、いつ耕作再開できるかわからないとなると、すぐの再開ではないということですので、そこはもう非農地判定せざるを得ないとなります。非農地になったとしても後々、耕作するという話であれば、また農地に復元すれば、その時に農地に戻せばいいだけの話ですので、そうなりますとやはり、すぐに耕作再開という申し出の確認がとれない場合は農地法に則って、非農地にせざるを得ないとなります。

7番 前委員

その仕様変更というのは出せば農地、田んぼにできたり畑にできたりはするのですか。

太田局長

そうですね、なので実際にまた後々、田んぼや、畑にしましたというところで事務局を通してでもいいですし、地元の皆様方のところでもいいですので、そういった方々がお話しをしていただければですね、農地調査の間に確認してまた農地台帳のほうに復活させればよろしいというところでもあります。

8番 川口委員

その時に、いやいやというかたは、現在はいないですか。

松ノ木係長

おりましたので、そこは外してます。少し待ってくださいという方をあげると大変なことになりますので、そういった方は議案にはあげていないです。

議 長

他にはございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後 3時10分

以上が令和7年11月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 7 年 11 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 2 番

4 番
